

不法就労・不法滞在防止のための理解と協力確保

1 不法滞在者とは

不法に入国したり、許可された在留期限を超えて不法に残留している外国人を総称して不法滞在者と呼んでいます。不法滞在者の多くが不法就労活動をしていると思われる。

2 不法就労活動とは

不法就労活動とは、

- ・ 不法滞在者が就労する
- ・ 就労資格のない外国人が就労する
- ・ 就労資格はあるが、定められた資格の範囲を超えて就労する



ことです。

3 不法滞在者を雇用した者に対する処罰

不法滞在者や働くことが認められていない外国人を雇用した場合には、「不法就労助長罪」として処罰されます。

【罰則：3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、併科あり。】

4 雇用する際に注意すること

事業主の皆さんが、外国人を雇用する際、

- ・ 在留カード
- ・ パスポートの上陸許可証印、在留期間更新許可証印
- ・ 就労資格証明書

などにより、仕事の内容が在留資格の範囲内の活動か、在留期間が過ぎていないか確実に確認してください。

過失により確認しなかった場合も処罰の対象となります。

<在留カード 表面>



就労制限の有無

就労の可否を確認してください。

<在留カード 裏面>



資格外活動許可欄

資格外活動許可の内容を確認してください。